

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 吉岡 美智子

1 日 時

平成26年12月8日（月） 午後1時00分から
午後3時32分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

吉岡美智子、濱田洋、阿部英仁、田中利明、酒井喜親、首藤隆憲、佐々木敏夫

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 日高雅近 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第136号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (2) 第119号議案から第123号議案までについては可決すべきものと、第3号報告及び第4号報告については承認すべきものと、請願49については趣旨採択すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 平成27年度当初予算要求状況について、新たな政策展開に関する研究会について、国東半島芸術祭について、ラグビーワールドカップ開催地立候補について及び県立美術館の来年度の企画展について、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	赤峰宏史
政策調査課調査広報班	主査	上田雅子

総務企画委員会次第

日時：平成26年12月8日（月）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

13：00～14：10

(1) 付託案件の審査

請 願 49 トラック運送事業者の経営の健全化に関する意見書の提出について

(2) 諸般の報告

- ①平成27年度当初予算要求状況について
- ②新たな政策展開に関する研究会について
- ③国東半島芸術祭について
- ④ラグビーワールドカップ開催地立候補について
- ⑤県立美術館の来年度の企画展について

(3) その他

3 総務部関係

14：10～15：50

(1) 合議案件の審査

第136号議案 大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止について

(2) 付託案件の審査

- 第119号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 第120号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第121号議案 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 第122号議案 当せん金付証票の発売について
- 第123号議案 大分県産業廃棄物税条例の一部改正について
- 第 3号報告 平成26年度大分県一般会計補正予算（第3号）について
- 第 4号報告 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

- ①平成27年度当初予算要求状況について

(4) その他

4 協議事項

15：50～16：00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

吉岡委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

まず、委員の皆様には、ご承知のとおり去る10月29日の議会運営委員会において、議会運営改革の一環として、常任委員会における委員間討論の活性化が決定されましたのでご協力をお願いいたします。

なお、委員外議員からの発言の申し出については、会議規則に「委員会が発言を許すか許さないかを定める」と定められております。

そこで、開会に当たりお諮りします。

本日以降、今年度中の本委員会では、委員から個別に特にご異議が出た場合を除き、円滑な委員会運営を図るため、委員外議員の発言を認めるか否かについては、委員長に一任いただきたいと存じますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、委員外議員の発言については、委員から特にご異議が出た場合を除き、今後、私にご一任いただきます。

執行部の皆さんにお願いします。

ごらんのとおり委員外議員席を設けたため、委員席と執行部席が、幾分遠くなりました。特に答弁の際は、明瞭をお願いします。

また、本日の委員会で提出をお願いする資料が生じた場合は、部として速やかな対応をお願いします。

それでは、企画振興部関係の審査に入ります。

請願49トラック運送事業者の経営の健全化に関する意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

飯田交通政策課長 トラック運送事業者の経営の健全化に関する意見書の提出を求める請願について、ご説明いたします。

お手元の緑の請願書の2ページと常任委員会資料の1ページをお開き願います。

説明は常任委員会資料のほうでいたします。

まず、1(1)の軽油引取税の概要についてです。軽油引取税は、道路財源を確保するための地方税法に基づく目的税である都道府県税として昭和31年度に創設されました。昭和51年度以降、本則分の軽油1リットル当たり15円に上乗せされた暫定税率が適用されてきました。平成21年度の税制改正で普通税化された後も、本則分に17.1円の上乗せ分を加えた32.1円が課税されています。

平成22年度の税制改正で、引き続き32.1円を「当分の間の税率」として適用することとされたほか、揮発油価格の異常な高騰時、具体的にはガソリン価格が連続3カ月以上にわたり1リットルにつき160円を超えることとなった場合は、上乗せ税率分の課税を停止するトリガー条項が設けられました。

ただ、このトリガー条項は、東日本大震災の復興財源確保のため、法律により現在適用が停止されております。

1 (2) の軽油引取税収入額についてですが、本県の軽油引取税は、平成25年度の決算ベースで約94億円です。このうち本則税率を上回る部分17.1円の額は、約50億円となっております。

次に、2の高速道路の大口・多頻度割引についてですが、平成26年度から高速道路料金が見直しされましたが、この激変緩和のため、平成27年3月までの措置として、最大40%の割引が50%まで拡充されております。

以上でございます。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

濱田副委員長 この請願に関しましては、トラック協会の要望を織り込んだ議員提出議案が先週の議会運営委員会で協議されました。

その結果、全会派の賛同を得て、軽油引取税の課税免除措置の恒久化及び燃油価格高騰対策の強化を求める意見書(案)として、議会運営委員の発議により最終日の本会議に提出される運びとなっております。

このような状況を踏まえ、当委員会としては、トラック運送事業者の直面している厳しい状況とその要望を真摯に受けとめ、本請願の趣旨を採択するということがいかがでしょうか。

吉岡委員長 今、ご意見をいただきましたがいかがでしょうか。(「賛成します」、「ありがとうございます」と言う者あり)ただいま、濱田副委員長から「本請願の要望を織り込んだ意見書(案)が、全会一致で議員提出議案として上程されるため、本委員会としては、この請願について趣旨採択としてはどうか」との提案がございました。

ここで、請願の趣旨採択についてお諮りします。

本請願につきましては、その趣旨を酌んだ議員提出議案の上程が議会運営委員から発議されることから、当委員会としてはその趣旨を採択するということが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本請願は、その趣旨を採択することに決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

執行部から、平成27年度当初予算要求状況等5件の報告の申し出がありますので、これを許します。

日高企画振興部長 平成27年度当初(骨格)予算(一般会計)の要求概要をお開き願います。これによりまして、平成27年度企画振興部当初予算の要求状況につきまして、ご説明いたします。

この資料の1ページをお開き願いたいと思います。

平成27年度当初予算の編成方針ですけれども、来年4月に統一地方選挙が行われることから、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算として編成されます。ただし、景気・雇用対策や子ども・子育て支援、高齢者福祉、防災・減災対策など喫緊の政策課題について年度当初から執行が必要な事業は、新規事業であっても要求しています。

企画振興部関係は、資料の7ページにまとめてありますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、1番上に事業費の総額を書いておりますが、要求額は、26年度当初予算と比べて率にして47.9%の減となっております。これは、骨格予算であることに加えまして、10月末に竣工した県立美術館に係る建設事業費、これが48億7,425万1千円ありましたので、その減によるものでございます。

次に、その下の事業体系図で要求内容をざっとご説明したいと思います。安心・活力・発展プラン2005に基づき整理しています。

なお、事業名の前に「新」と書いてあるものがございますが、これは新規事業をあらわしております。

1つ目は、1安心の分野でございます。

(5) 恵まれた環境の未来への継承というところがございまして、ここに祖母傾国定公園一帯を対象としたユネスコエコパーク推進事業を要求しております。

(8) 地域の底力の向上でございますが、ここで地域活力づくり総合補助金、それから空き家の適正管理と有効活用を進める空き家対策促進事業、ネットワーク・コミュニティの形成を目指すくらしの和づくり応援事業等を要求しております。

2つ目は、2活力のところでございます。

(3) ツーリズムの展開として、おんせん県デスティネーションキャンペーン推進事業や、観光地の魅力アップにつながるおもてなしトイレ緊急整備事業等を要求しています。

それから、1番下、(5) 海外戦略の推進のところでは、来年7月開催予定の第25回日米草の根交流サミット開催事業等を要求しています。

次に8ページをお願いいたします。

3つ目は、発展でございます。

(1) 教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成のところでは、県立芸術文化短期大学施設整備事業を要求しています。

(2) 芸術・文化の興隆とスポーツの振興のところでは、小学生ファーストミュージアム事業や国際スポーツ大会等誘致推進事業等、これは東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致等を進めるものでございまして、こういうものを要求しております。

(4) 交通ネットワークの充実と地域交通対策の推進のところでは、特に新規事業ではございませんけど、航空路線の拡充・定着化やフェリー航路の利用促進のほか、離島航路や地方バス路線の維持に関する事業等を要求しています。

(6) 分権時代への対応のところでは、これは地域課題対応枠ということで、地方機関、振興局からの発案による事業のうちの企画関連部門を要求しています。

最後に、体系図には入っておりませんが、新長期総合計画等策定事業を要求しています。次に9ページをお開きください。

主な事業概要をいくつかご説明いたします。

まず、上から2番目の地域活力づくり総合補助金2億5千万円でございます。地域活力の維持・発展を図るため、地域住民等が行う魅力ある地域づくりや特色ある取り組みを支援するものであります。なお、この地域活力づくり総合補助金につきましては、骨格予算ということで、枠予算の5割を年度当初より必要な経費として計上させていただいております。

次に、このページの下から3番目のおんせん県デスティネーションキャンペーン推進事

業です。1億2,994万9千円でございます。来年7月から9月に開催する国内最大級のキャンペーンに向け、おもてなし受け入れ態勢の強化や全国への情報発信、旅行会社向け販売促進活動等を行うものです。

次の10ページをお願いします。

上から4番目の県立芸術文化短期大学施設整備事業1億7,865万9千円でございます。教育機能の充実強化や地域貢献の拡充を図るため、音楽ホール等の新築や老朽化・狭隘化の著しい校舎の増改築を行う予定でありまして、27年度はその基本設計、実施設計等に着手するものです。

その次の、小学生ファーストミュージアム事業1億4,751万6千円につきましては、感性豊かな児童期に美術館へ行くことで、もっと学びたいという気持ちを感じてもらうため、県内小学生6万人を開館記念展に招待するものです。

最後に12ページ、最後のページをお開きいただきたいと思います。

ここに廃止事業の一覧を掲げております。事業費の大きいものとしては、上から4番目にある国東半島芸術祭開催事業、その次の県立美術館建設事業などがここに含まれております。

以上が、来年度当初予算の要求状況でございます。よろしく申し上げます。

吉岡委員長 ただいまの報告について、ご質疑、ご意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑等ないようですので、執行部は新たな政策展開に関する研究会について、報告をお願いします。

中島政策企画課長 それでは、また総務企画委員会資料の2ページのほうをお開きいただきたいと思います。

平成26年度は、景気・雇用対策やプランの実質的な仕上げ、それから、新たな政策展開の3つを県政の基本方針の柱として取り組みを進めているところでございます。この新たな政策展開研究会の状況について、ご報告をしたいと思います。

資料の2ページでございますけれども、本年度のプランの推進体制につきましては、現行プランの進行管理を行うプラン推進委員会のもとに総合調整部会と安心、活力、発展の各部会を設けまして、現行プランの検証とともに、新たな課題について議論しているところでございます。

その左側の四角のほうでございますけれども、そのほかに新たな政策展開研究会といたしまして、3つの研究会を設置してございます。それを1つ1つご説明をしていきたいと思っております。

資料3ページのほうをお開きください。

まず、人口減少社会を見据えた特徴ある地域づくり研究会でございます。

1の委員についてでございますが、委員は8名、人口減少や地域づくりに関する有識者、それから、実際にご活躍いただいている方々、こういった方々に委員をお願いしてございます。座長は大分大学経済学部の山浦准教授にご就任いただいております。

2の開催実績でございますが、これまでに3回開催してございます。年度内にあと2回ほど開催する予定にしております。

それから、3の論点でございますけれども、この研究会は、そこに記載してありますとお

り4つの論点で議論を進めているところでございます。

主な意見を申し上げますと、まず論点1の移住・定住促進につきましては、若者を引きつけるような移住・定住策、それから、企業誘致に加えて起業家の誘致が必要といったような意見がございました。

それから、論点の2、集落機能の維持・強化につきましては、相互扶助の希薄化に伴って子育て世帯へのワンストップ支援サービスを行ったらどうかであるとか、伝統文化への支援が必要であるといった意見がございました。

それから、論点3の地域を支える担い手に対する意見でございますけれども、高齢者や女性の活用、それから第3セクターの活用をやったらどうかといったような意見がございました。

論点4でございます。地域を支えるネットワーク・仕組みづくりにつきましては、情報インフラの一層の整備でありますとか、集落機能の多機能化に対する支援が必要ではないかといったような意見がございました。

それから、引き続き4ページをお願いしたいと思います。

次に、東九州自動車道の開通後の新たな政策展開研究会でございます。

1の委員についてですけれども、委員は10名、交通計画や観光等の有識者、それから、旅客輸送、観光、物流等の事業者の方々をお願いをしております。座長は大分大学経済学部の大井准教授にご就任をいただいております。

2の開催実績でございます。これまでに3回開催しておりまして、これも年度内にあと2回ほど開催をしたいというふうに思っております。

3の論点でございますけれども、この研究会は、そこに記載してあるとおり2つの論点で議論を進めております。それぞれの意見を申し上げたいと思います。

まず、論点1の拠点となるためにどのような機能が必要かということです。そういった論点につきましては、港湾が重要なポイントであると。地理的中心性や交通結節機能だけではなくて、にぎわいや加工などの価値創造機能も重要ではないかといった意見。それから、人の流れにつきましては、東九州自動車道開通は新たな高速バス路線開設等のチャンスである、あるいは大分港や別府港は九州のゲートポートになり得るのではないかというような意見がございました。それから、物の流れにつきましても、フェリー輸送は今後さらに活用される可能性がある。港湾機能の強化やアクセス道路の整備等が必要ではないか、といったような意見がございました。

それから、論点2でございます。拠点化づくりに向けて取り組むべき国レベルの構想等は何かといったような論点につきましては、都市として発展していくためには東九州新幹線が必要ではないかといったような意見をいただいております。

資料の5ページのほうをお願いいたします。

最後に、芸術文化ゾーンを活用した新たな政策展開研究会でございます。

1の委員でございますけれども、委員は13名、文化庁や大学、経済界等でご活躍の方々をお願いしているところでございます。座長は県の芸術文化スポーツ振興財団の三浦参与にご就任をいただいております。

この開催実績につきましても、今まで3回開催しており、年度内にあと2回開催する予定にしております。

3の論点でございますけれども、これは3つの論点で議論を進めておりまして、それぞれの意見を申し上げますと、まず論点1の創造都市を大分県にアジャストするためのコンセプトは何かという議論に対しましては、創造都市の基本は県民1人1人が創造性を開花させて活躍して地域に誇りが生まれることだということで、大分の特性をぜひ大事にしてほしいといったような意見。

それから、論点2の創造の場をどうやってつくり、芸術文化ゾーンと地域の連携をどのように進めていくかといったことに対しましては、やる気のある住民とアーティストを出会わせることが創造の場が生まれる秘訣であると。民間のアートマネジメント人材や団体の育成が必要であるといったような意見がございました。

それから、論点の3、芸術文化の持つ創造性を活用した教育、産業、福祉、医療、地域づくりなどの行政課題に対応するための取り組みはどんなものがあるかといったことに対しましては、まず教育分野では、学校におけるアートの活用であるとか、産業分野では、アート関連企業の誘致や地域産業の振興の必要性であるとか、それから福祉・医療分野では、引きこもりやニート対策へのアートの活用であるとか、それから、地域づくり分野では、地域づくりを行えるアートマネジメント人材の育成が大事だと、そういったような意見をいただいているところでございます。

このようないただいた意見につきましては、プラン推進委員会の各部会にも随時報告しておりますけれども、今後は、こうした意見を新たな政策としてどう仕上げていくのかということにつきまして、一定の方向性を見出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

吉岡委員長 ただいまの報告について、ご質疑等はございませんか。

濱田副委員長 どっちにしても、いわゆるふるさと創生ですね、これは今からの大きな課題であるので、こういう、例えば3つの新たな政策展開研究会、これはこれで結構だと思うんですけども、基本的に国が今やろうとしておる地域の新たな活性化というか、そういうものと、この段階のときにどんな関連といいますかね、例えば国の施策を受け入れて地域でこうやるとか、これは県全体のこういう感覚でぱっと出しておるけれども、私に言わすれば、むしろブロック別ですね。ここに次に東九州自動車道、これは我々がもう十年も前、いわゆるこっちの高速道路の開通をしたんですよ。その当時から高速道路ができたらどげんやろうかと。私は商工会長だったけど、相当いろんなことをやって、ストロー現象がどうだとか、もう既に結果は出てるんですね。ただ、周りの環境は少し違いますよ。こちらは海岸とかね。だから、産業振興のためにも海岸のいろんな海のものを利用したものも、それは当然のことですけど、もう既に10年、15年前にいろんな形はもう出てるんですね。

それで、15年たって、10年たって結果はどうであったか。だから、それをもう少し進展させて、例えば大分県の全体か、それで、もう1回地域別の、今、中九州は道路がまだ開通しておりませんが、中九州にも当然今度の東九州の分も応用ができるし、また同じようなことをやっても余り意味はないんじゃないかなという気がするんですけど、それをどんなあれでやろうとしているのか、ちょっとわかりにくいんですけども、その辺はどのように考えていますか。

中島政策企画課長 「15年前と今は一緒ではないか」というようなお話がございましたけれども、例えば今大きく違っているところ、トラック長距離輸送の人的管理というか、非常に厳しくなっています。前は長時間労働というのは随分あったかと思えますけれども、近年、事故等々、もうご存じのとおりと思えますけれども、その辺で非常に管理が厳しくなっています。そういった中で、長距離トラックがいろんな制約が出てきたという中で、やっぱりフェリーの重要性というのがすごく、今、高まっています。そういったところとかは15年前とかなり違うところというところと言えらると思います。

当然、東九州自動車道が今まさに通ろうとしていると。これも大きな違いでございます。今、事業者の方々に聞いても、もう通ろうかというのに、まだ「通ってから考えよう」という方もかなりいらっしゃるんです。そういった状況、今、ここで東九州自動車道を開通後どう考えるかというところは、時代の変化も大事ですし、今まさにこの時期、考えるというのも大変大事なことだと思っています。

そういった意味で、委員の中にはフェリーの事業者であるとか、運輸の事業者であるとか、そういった方々にも入っていただいていますし、高い見地からでは国の内閣官房参与の方にも入っていただいていますので、またいろんな意見が出てきて、15年前とはまた違った形で提言ができるのではないかなというふうに思っております。

濱田副委員長 もちろん時代は随分変わりましたよ、10年ね。しかし、基本のところは何も変わっていないんですよ。だって、私もトラック事業者であったし、今でも関係していますけど、当時からRORO船——いわゆる後ろ部分だけを船で送って、向こうで引き取る、そんなのは随分前からあったわけで、基本的に今始まったわけではないし、だから、とにかく15年、いろんな研究会があって、結論としてそれが出ておると思うんですね。それをたたき台にすれば、環境の変化、時代の変化にはすぐに対応しやすいんです。それで、もちろん取捨選択をすればいいわけで、当時やったやつを、いいやつはもっと、これはまだ全然していないじゃないかというのがたくさんあろうと思うんです。

だから、やっぱり研究会も含めて、また同じようなことを1からやっても無駄ですよ。だから、もう1回この中で、例えば東九州なら前の高速道路のそういう研究結果をまとめたものは恐らく相当出ていると思うんです。だから、それをたたき台にして、もう1歩、今の環境、時代に合わせてやっていくという方法をとったほうがいいんじゃないかなと思います。

それから、1番先に言った国のふるさとの創生、そういうものと人口減少社会を云々とかいうのは、どんな結びつきがあると考えていますか。

日高企画振興部長 最初に2ページ目でお話ししていますように、基本的に県の長期総合計画をしっかりとやっていくという形で、私どもこの事業は取り組んできました。その各分野における問題点というのが、地域ごとの問題点も含めまして、それぞれ全部検証していこうという形でやっています。

そうしていく中で、その次の展開をやっぱり見据えていかないと、今後新たな長期総合計画を考えていく上では、何かそこに違う視点、新しい視点が必要になってくるんじゃないか。そういう視点として捉える時代の大きな流れが、委員が1つ言われたような人口減少社会というのを見据えて、まち・ひと・しごとを創生するという動きが国でありますけれども、そういう動きもうちは先行する形で人口減少社会を見据えた特徴ある地域づくり

勉強会をつくっていきましょう。そこで真剣に議論していきましょう。そうすると、まち・ひと・しごと創生という考え方が、今国がまとめているそのものも、ここに一緒に入って議論することができるというのが、まず、まち・ひと・しごと創生の狙いです。

もう1つは、やっぱり大分の特徴をどんどん生かしていかなきゃいけない。ここ十数年、東九州自動車道というのが大きな県の推進方策だったんですけども、東九州自動車道はある程度見えてきた。これをどう生かしていったら、次の展開に結びつけていくのかという意味では、九州の東の玄関口という目線が見えてくるんじゃないか。それを見据えた展開が今度は内陸の中九州横断道路とか中津日田道路とか、あるいは既存の九州横断自動車道も含めて展開ができるんじゃないか。そこに新たな展開方策を見出したいというのが2つ目です。

3つ目が、やっぱり芸術文化というのが新しい創造性を地域にもたらすんじゃないかと。芸術文化そのもので元気になるのもあるんですけど、そこから新たな地域の活動につながっていくんじゃないか。そういうのを見据えた展開が、これから大分が発展していく上で重要な要素になるんじゃないか。この要素を、先ほど言いましたように、「安心・活力・発展プラン2005」の各施策の中に取り込んでいくことによって、大分県がこれから進もうとする未来が見えてくるんじゃないか。そういうふうに私どもは考えております。

したがって、当然、まち・ひと・しごと創生の今の国の動きも十分受け入れて、それも一緒に議論していくんですけども、そういうことを幅広に、もうできるだけ国から言われる前に先に動いていこうという形で、この研究会もつくったところでございます。

濱田副委員長 それは十分わかるんですけども、例えばこの全部の委員がありますね、芸術文化という視点もそうですけれども、いわゆる、例えば東九州自動車道沿線の市町村の代表とか、そういう人が入っていないと現実面の市町村の状況というのは、全く学問的な机上の空論になるおそれが非常に強いと私は思うんです。今までのいろんなあれを見てもそうですね。

やっぱり現場でその市町村をどうするかという視点が、人口減少社会にしても、例えば東九州自動車道でも、それが無いことには、いわゆる学問の上の調査でしかない、そういうふうに私は思いますけれども、その辺どうですか。同じでしょう、これは。

日高企画振興部長 2ページの表で見ますように、ここに左側でもらった意見というのを、安心・活力・発展プランのところと総合調整部会と3つの部会を設けておりますので、こちらのほうに取り込んでいく、政策提案を受けてこちらで議論をしていくようになります。当然こちらの委員は、地元の各界を代表する方々で構成しておりますので、そこに政策反映するためには、少し幅広の情報を取り入れて、それが新たな政策の具体的な展開につながるような、そういう意見が欲しいという形で、今回の研究会の部分はより幅広な観点での意見が欲しいという形で構成にさせてもらっています。

濱田副委員長 いろいろ言ってもあれですから、期待をしておりますので、それがまた次にどうなるかですね、ちゃんと検証を我々もやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

酒井委員 この人口減少という言葉は長く使われて、もう緊張感がないような感じがします。最近のいろんな本なんかを読むと、急減という言葉を使うんですね。そういう言葉が最近使われている傾向が非常に強いんですけど、それだとある程度緊張感もあって、やっ

ぱり人口減少というのは本当に喫緊の課題ですから、そういう緊張感を持ったような言葉も最近出ていますから、1つの参考にしていただきたいと思います。

吉岡委員長 酒井委員、答弁はよろしいですか。

酒井委員 答弁はいいです。

吉岡委員長 では、ご意見ということで取り組んでください。

田中委員 先ほど、研究会の概要について中島課長が口頭で言いましたが、これは会議録というのは出ているんですか。

中島政策企画課長 会議録そのものは出しておりませんが、取りまとめた概要というのは、随時、先ほど部長が申し上げたプラン推進委員会のほうに提出してございますので、そういった資料ならございます。

田中委員 あるんですか。

中島政策企画課長 はい。

田中委員 では、それを提供してくれと言えれば提供いただけるんですか。

中島政策企画課長 はい。

田中委員 それでは、そういう資料の提供をしてください。

それと今、部長の説明で、次の長期総合計画をつくるためのいろんな提案を受けるということで、進め方はそれでいいと思うんですけど、この前、一般質問の中であったように地域人口1%取り戻し理論等を含めて具体的な地域ごとの緻密な分析等そういうのに立った対策がないと、ただ国の創生議論だけ受けたりとか、予算面もあるんでしょうけど、具体的な地域の戦略を立ててあげないと、しかも、それも市と県と一体とならなければ、これは県だけではどうもなりませんので、そういう長期プランの立て方をもう少しいろんな、こういういわゆる有識者の意見を聞きながら、同時に島根県の中山間地域研究センターなんか非常に具体的な緻密な戦略を持っているわけですよ。そういうところを含めて、やっぱり幅広くそういうふうなことを研究しながら、ぜひひとつ人口減少に対して、「消滅するんじゃないか」とか脅しではなくて、「具体的にこうすれば必ず人口は現状維持なり、ふえていきますよ」というところを、それが安心感になってくると思いますので、ぜひそういう攻め方、立て方、戦略をきちっと示してもらいたいと思っています。

以上、要望でいいですからよろしく願いしておきます。

吉岡委員長 要望ということでよろしゅうございますね。

田中委員 結構です。

吉岡委員長 ほかにご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑等はないようですので、執行部は報告を続けてください。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 資料の6ページと、お配りしておりますパンフレットをごらんください。国東半島芸術祭について、ご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、アート作品の鑑賞をきっかけとして、訪れる方に国東半島のすばらしい自然や奥深い歴史、文化を体感していただき、地域の方々が作者や来訪者との交流を通じまして、自分たちが暮らす地域を再認識し、これまで以上に地域に誇りを持って地域を元気にする弾みになることを目的として、この10月4日から11月30日までの58日間ですけれども、豊後高田市と国東市で開催しました。

1の来場者の数ですが、6カ所で作品を展示したサイトスペシフィックプロジェクトを初め、作品空間を舞台にしたパフォーマンスプロジェクトや滞在制作作品を展示いたしますレジデンスプロジェクト、それから作品と国東半島を満喫するバスツアー、作家によるトークイベント等を行いまして、延べで6万人を超える多くの皆さんにご来場をいただいたところでございます。

パンフレットのほうをお開きいただきたいと思います。左側にサイトスペシフィックプロジェクトの写真等がございます。今年度、新たに展示した3つのアート作品について、少しだけご紹介をさせていただきます。

豊後高田市の真玉プロジェクトでは、豊後高田市の四季の花々を鑑賞いただきましたが、非常に来場者が多くて、入場をお待ちいただくこともしばしばあるようなにぎわいでした。

それから、国東市の岐部プロジェクトでは、説教壇という作品を設置しておりますが、地元の大工さんたちと一緒に、そういった方々の協力もとに制作をいたしました。地域の人たちのおもてなしも非常に評判となりまして、地域の名物おばあちゃんが非常に有名になったというような状況もございました。

続きまして、成仏プロジェクトでございますけれども、地元の皆さんが岩の壁にデジタルカウンターを設置しておりますけど、そのデジタルカウンターをモチーフにしたお土産を、住民の方みずからが作って販売をしておりました。いずれの地域も多くのご来場をいただき、国東半島の新たな魅力を来場者に堪能していただいたのではないかと考えております。作品の設置に当たりましては、作家自身が、直接、地域の方に説明したり、ワークショップを行ったりする中で、地域の方々と作家との心のつながりが深まったのではないかと考えております。

何よりも今回の芸術祭では、各プロジェクトで地域の皆さんによる湯茶や自慢のお漬け物などを出すお接待のおもてなしが来場者の心に深く残ったようでございまして、資料6ページの2の来場者の意見をいくつかご紹介させていただきますが、まず②の「ガイドにふなれながらも、前向きにされている様子に地元愛がうかがえ好感がもてた」と。それから③、④はゴームリー関係になります、「ゴームリーの人体彫刻はやっぱり峰道にふさわしくない。早期に別の場所に設置するべきだ」という意見もございましたし、「以前、ゴームリー像を見たときはまた違い、全く新しいものに見えた。時の流れを感じずばらしかった」という意見もございました。また、ちょっと飛んで⑨ですけど、「芸術祭もさることながら、風土や地域の方のおもてなしが温かくてよかった」。また、⑩です。「おせっ隊の方々とのコミュニケーションが本当に楽しく、作品が街に生まれたことの感動や喜びをその方々を通じて味わえた」というご意見でございます。

また、3のボランティアの意見のほうですが、①の「地域の方のおもてなしが来訪者の方に大好評だった。皆さんはすばらしい笑顔だった」。それから③です。「すばらしいアートが地元で見られるのはもちろんだが、その作品が道しるべとなり、知らなかった国東半島の文化や伝統に触れることができ大変よかった」などのご意見をいただいております。

今後につきましては、ご協力いただきました地域の皆さんとの意見交換や、来場者やボランティアのスタッフのアンケート、まだまだたくさんありますので、それを取りまとめ

をしたいと思っております。また、この芸術祭のそういった取りまとめをする中で、芸術祭の成果というのを検証いたしまして、今後の地域活性化につなげていきたいと考えております。

続きまして7ページをごらんください。

ラグビーワールドカップ2019大会招致に向けた取り組みについて、ご報告をいたします。まず初めに、これまでの経緯でございますが、10月29日に大分銀行ドームを会場とした開催希望申請書を提出いたしました。

11月5日のラグビーワールドカップ2019組織委員会の発表によりますと、次の8ページでございますように全国14カ所が立候補しております。ごらんになっておわかりのように、そのうち九州では福岡市、長崎県、熊本県、本県と4カ所が立候補しております。したがって、最激戦区と言われている次第でございます。

7ページにお戻りいただきたいと思っております。

先月18日には、県議会、市町村、それから経済界、ラグビー協会の各界代表者の方々にお集りいただきまして、招致委員会を開催したところでございます。このほか、ラグビーにかかわる県内企業の方々にも招致委員会への参加をお声をかけしているところでございます。

次に、今後の招致・広報活動でございますが、今月19日には大分市出身で1995年の第3回ラグビーワールドカップ南アフリカ大会に出場された今泉清さんを大分県ラグビー大使に任命をいたしまして、翌20日に農業会館におきまして、今泉さんのこれまでの豊富な経験を踏まえましたラグビーの魅力についての講演をお願いをしているところでございます。

また、来年の1月の18日には、ラグビー協会と一緒にしまして、子供から大人まで楽しめるラグビーフェスティバルを開催し、またこのときにも今泉さんによるラグビークリニックを開催するとともに、一般の方々にラグビーのおもしろさや楽しさを体感していただきたいというふうに考えております。

最後に広報活動でございますが、県庁の正門の横にありますモニュメントに大会招致の広告を設置をしております。このほか、大分駅や大分空港など多くの方が訪れる場所、それから別府市や中津市の主要道路の歩道橋にも横断幕を設置したいと考えております。さらに、商工会議所、それから商工会など招致委員会の委員の皆様のご協力もいただきまして、県内の公共施設や商店等にもミニのぼりを配布しまして、多くの県民に大会を周知してまいりたいと考えております。

以上のような取り組みを通じて、大会の招致に対する機運の醸成を図るとともに、1月に予定されております組織委員会等の現地調査におきまして、大分県の有するハード、ソフト両面の強みを十分にアピールすることによりまして、3月の開催都市に選考されるよう取り組んでまいります。委員の皆様方にもご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

吉岡委員長 ただいまの2件の報告について、ご質疑はございませんか。

酒井委員 国東半島の芸術祭、多くの参加で、もてなしとかいろいろな面で成功に終わったということで、ご苦労があったんじゃないかならうかと思っております。

問題は、これからこういう祭りごととかこういうことは、やっぱり継続をしないと定着

をしないし、今、いろんな祭りが各市町村ともいろいろあるんですけど、なかなか継承、発展というのは非常に難しい時期に来ているんですよ。だから、今後ともこれは継続してやられるのか、こういうスタイルで今後ともやるのか、その点についてお尋ねしたい。

と申しますのは、まだまだ県下に十分認知をされていないと思うんですよ。特に私どもの遠いところ、日田なんかは。だから、やっぱりそういう定着するためには継続することが重要だと思いますけど、その点がわかれば教えていただきたい。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 国東半島芸術祭という、このような形での開催というのは、3カ年計画といたしまして、今年度が最後になっておりますので、今の形としては、一応これで終了いたします。

今後の継続でございますけれども、豊後高田市さん、それから国東市さん、それぞれがことしまでの芸術祭の中で地域の方々が一緒になって取り組んできたというのもありまして、地域の方々のほうから、これまた「来年もやろうよ」というような声が出ているところも幾つかあるというふうに聞いておりますので、それぞれの市の、例えば国東市さんでありますと国見の地域に芸術に関する取り組みをやられている地域がございますし、それぞれのところで、ことしやったものをどういう形で継続していくのか、基本的には継続する方向で考えていただいているようですので、このままなくなるということはないということはあるかと思えます。

酒井委員 せっかくこれだけやったんですから、やっぱりこれをどう発展するかということと、今、説明があったように、今まで3年間は全体的な芸術祭でやったんですけど、これからは町とかそういう市段階で今後は分割してやるということですね。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 当面、来年は市のほうで引き継いで独自の形でやることを想定しているというところがございます。

県としては、そこをどういった形になるかわかりませんが、芸術祭の運営面とかそういった面でサポートできるところはしていく形になると思っておりますけれども。

酒井委員 せっかく県もかなり投資してきたんですから、継続してさらに発展させてください。

田中委員 今の酒井委員のおっしゃる意見と大体同じなんですけど、これは総事業額としてどのぐらいだったんですか。県の負担と、これは特に国東市と豊後高田市の負担もあったんでしょうけど、金額面でお示してください。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 今年度の事業費で言いますと、トータルで1億6千万円でございます。ざっくりいきますと半分の8千万円を国から、そのさらに半分の4千万円を県、さらにその半分の2千万円を国東市と豊後高田市からというような形で、それ以外にもいろんな助成金等はいただいておりますけれども、ざっくり言うとそういった金額になっております。

田中委員 そうした意味で、国がもうこれは撤退するということになれば、あとは県と市のという形になりますよね、これから事業をやるとすればね。

いわゆる一流のものを呼ぶためにも、かなり金銭的なものは要るけれども、県立美術館が結局人工美という形になる上において、国東の場合は自然美というかな、やっぱり1つの自然の美術館みたいな形で、これは事業的にも非常に魅力のある取り組みだと思いますので、この灯は消さんようにしていただくということをお願いしておきたいと思いますが、

予算面でも県も豊後高田市と国東市に任せるんじゃないくて、積極的にここに県の1つの柱としてでも考えていただきながら、急激に撤退してしまうともうしぼんでしまいますからね。

継続は力なりという言葉がありますけど、例のあそこなんかは、民間でやったんですけど、映画祭をやっておるでしょう。（「湯布院映画祭」と言う者あり）湯布院映画祭のように、やっぱり底力のある文化活動というものをどうやってつくっていくかということも1つの県の政策の一環だし、ましてや祭りというのは非常に子供たちに与える影響が強いんですよね。お金をもうけたとかもうけんという話もありますけど、それ以上に地域の文化をそこに参加することによって、呼吸とか肌にしみ込ませていくという効果が物すごく強いんですよ。だから、建前の芸術とか文化とかいうんじゃないくて、参加することが子供の教育の全てだと。だから、学校教育でいろいろ教えるよりも、そこに連れていったほうが私は真の教育になり得るといふふうに思っていますので、ぜひ、これは県の積極的な関与のもとで各市町村と連携してやっていただきたいと、こういうことを要望しておきます。

以上です。

吉岡委員長 要望でよろしいですか。

田中委員 はい、結構です。

阿部委員 私からも似たようなことですが、これからが大事だと思うんです。やって、写真を掲載してそれぞれに出すのは、いいところだけ出して見ればいいんですけど、例えばゴームリーの場所なんていうのは、よく私はこの数字を見たときに6千人ぐらいですか、よく行ったなど。あんな遠いところまで、あんな上まで。それはこの中でも何人しか行けないぐらいの、このそばですよ。あくまで行かなきゃ、下から見たって何も見えないんだからね。そこはそれとして感心はするんですけど、これからどうするかということですよ。

これは私もお願いに終始するとは思いますが、よく地域の祭りとか、頭出しはしてくれるんですよ、振興局なんかがですね。それで、昔の神楽を復興させたり。ところが、それから先は「もうその地域でやりなさい」というようになる。市町村にとっては1千万円は大きいんですよ。県にとっても4千万円というのは大きいでしょうけど。そうすると、ぐっと消えてしまうわけです。ほとんど消えると思う。しかも、ゴームリーなんてあんな山奥だし、多分消える可能性のほうが高いんじゃないでしょうか。そして、じゃあ何のためにこれをしたのかということに戻ってくると思うんです。

私は今年の12月に質問させていただいたんですが、国東半島という大きな、まさに地図から見たときに突き出た半島、大きな親指がぼんと出たようなところなんです。こういう流れの中で、豊後高田から宇佐から杵築までが1つの、区切れば、ぼんと島が向こうに飛んでいくような、今度の美術館の完成と相まってですね。これは大分県でも大きなキャンパスだと、ここがですね。そういう中に、国東半島の芸術祭のそういうものも展示もされているんだ。そして、農業遺産の田染荘だとか、ああいう農業遺産もこういうところにあるんだ。例えば、クヌギ林を見るときはこういうところに行けば見れるんだとか、そういうような大きな全体像をこの際だからつくってみたらどうだと。その中に、芸術祭がたまたまあるんだから、いいチャンスだから、そうやったらどうだというのを、多分皆さん聞いてくれないとは思いますが、私は今年の12月に質問の中に入れてさせていただ

たんですけど、そういう持って行き方をしないと、これも消えてしまうんじゃないかという危険性ですね。特にそれをやるとするならば財源ですよ。何か課長、「芸術的な部分で後押しできれば」と、こういうことで、そんなぐらいの後押しでは市町村は続けていけないと思いますよ。「もう終わりましたから、県も国も財源はストップです」と言ったら、「ああそうですか。じゃあ、私ども豊後高田市ももうやむを得ませんね」、国東市も「やむを得ませんね」と、そういうような私は危険な思いがするんです。勘です、感じがするんです。どうなんですか、豊後高田市、国東市は。

むしろもう少し広げて、入っていないなら杵築市、宇佐市も取り入れて、組み込んで、もう少しそれを国東半島地域おこしぐらいにこの際やっていくような仕掛けをしていったらいかがかなと思うんですけど、なさっているのかなさっていないのか。そういうところも含めてどうなんですか、これから。もう少し突っ込んだ、これからこれをどう生かしていくかというところを説明してください。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 済みません、先ほどもう少し言葉が足らなかった部分もあるんですが、財源のお話、直ではないのかもしれませんが、来年デスティネーションキャンペーンがありますので、そういったものを意識して、全国からそういった旅行エージェントもお見えになるときに、国東半島の芸術祭をやった成果をきちっと出せるようにというのは、ことしからそういうお話をしておりますし、それを受けて両市もその機会にはぜひ自分のところにそういったお客さんが来るようにというのを、準備は間違いなくやっております。

阿部委員 結構です。今、終わってほっとしているところでしょうから、ぜひ働きかけて、もう少し、いろんな芸術祭ということに捉われんで、先ほど言った要するに農業遺産の認定とか、そういうことにも引っかけて、杵築市も宇佐市も県庁のOBですから、国東市もOBですから、豊後高田市もOB、これ全部OBですよ。ですから、そういうところに呼びかけをして、誰かが中心になって、永松さんあたりが大先輩ですから、そういう中ではですね。ですから、何か基金を、こういうことに対しての、これだけじゃなくて、これをいきっかけだから、国東半島という全体を見た基金をつくって、それに蓄えるような財源を確保して、それぞれ市町村が何かの機会に出して、県も応援できれば応援して、何らかの基金をつくってこういうことをずっとやっていくぐらいなことは考えていただきたいと思います。

要望にとどめます。ぜひお願いします。

吉岡委員長 では、要望ということで執行部はお願いします。

濱田副委員長 いろいろご意見が出てあれですけども、6万28人。ずいぶん数字が小さいところまで出ていると思うんですけども、大分空港のもとですね、周りといいますか、6万人来て、例えば飛行機利用、あるいはバスのツアーとかありますけれども、バランス的にその6万人はどこから来たんですか。九州内なのか大分県内なのか、飛行機を使ってどのくらいあったのか。

それともう1点、1億何ぼ使って6万人来たということは、費用対効果としては成功と考えておるのか、あるいはもっと足らんやっただと考えておるのか、その辺はいかがですか。

そして、デスティネーションとかいろいろ今からつながりでやっていくというけれども、さっき皆さんが言うように、これからのフォローが物すごく大事だし、やっぱり一過性に

終わらないような各市町村なら市町村の取り組みとか、その辺までどんな指導をしていくのか。その辺のことをちょっとお答え願いたいんですが。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 まず6万人がどこから来たかということなんですが、済みません、まだ十分な分析ができておりませんので、その辺、ちょっとお答えができません。

濱田副委員長 大体でいいんですよ、大体で。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 このカウントの仕方が、それぞれのイベントといいますが、プロジェクトのところの受付に来た人数をカウンターでカウントしておりますので、そういった方々にももちろんアンケートもお願いしておりますけれども、アンケートを書いていただく方と、そうでない方もいらっしゃいますし、必ずしもその場でどこからどういった交通機関でという確認をしておりませんので、正確な数字は申しわけないんですけど出ないと思います。

それと、費用対効果のお話なんですけれども、1つ目標数値を開催前に掲げておったんですけれども、その数字としては、一応3万人というのを掲げておりました。

ほかの芸術祭と違うという意味で、人数が多ければ多いほどいいという意味ではなくて、というのも、1つのプロジェクトからプロジェクトまでの距離がひじょうに長いし、この国東半島芸術祭というのは、ことしのテーマで「歩く」というようなテーマも掲げておりますように、国東半島をいろんな形で時間をかけて歩いてもらう、めぐってもらうのが1つの目的としてもともと設定されておりますので、必ずしも人数をより多く集めるのを目的としたものではないというのが1つありまして、そういった意味では、想像していたよりは、かなり倍近くを、遠いながらも、先ほどゴームリーのところも、「よくあんなところまで行ったな」というお話ございましたけれども、本当に大変なところも多い中で、当初目的としていた人数よりはたくさん来ていただいたのかなという気はしております。

それともう1つ、なかなか費用対効果というのは出しにくい、現時点では少なくとも経済効果がどれぐらいあったかというのも出ておりませんし、わからないんですけれども、先ほどからご説明を申し上げているように、地域の方々が一緒になって、この芸術祭を楽しんでいただいたと。昨年と比べるとことしは作家の先生方とも協力しながら、サイトスペシフィックプロジェクトについては、特に準備の段階から、あるいは制作、設置の段階から地域の方も入っていただきましたし、芸術祭の開催期間中も皆さんで本当、おもてなしをしていただいて、地域の方のほうから、「大変よかったね」とか、「来年もやろうよ」とか、「次、こういった形でやったらどうだ」とか、そういった意見が地域の方々から出てきているというのは、1つの成果だろうと思っております。

吉岡委員長 ほかによろしいですか。

私から1つお尋ねします。

今回のこの作品は、来年、デスティネーションキャンペーンで誘客するんですけど、それと連動するようにとおっしゃいましたが、この作品はいつごろまで現地に置かれるんですか。

もう1点は、もし現地から撤去というか、すぐ持って帰られた場合、何もそこにはないから看板とか置いてお知らせするんでしょうか。そこら辺のつながり、来年との連動について教えてください。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 新しく設置したサイトスペシフィックプロジェクトのお話かと思います。

吉岡委員長 はい、そうです。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 あと、希望の原理とかでレジデンスのところに置いてあるやつはもちろん持って帰りますので、写真展とかのものも当然持って帰る形になりますので、ある程度固定したものの扱いになるかと思うんですが、ほとんどそのままだと思っております。

ただ1つ、真玉のチームラボの分については、縫製工場の跡地の建屋を借りたところの中に設置しておりますので、そこについては、今後どうするかというのは今から市のほうと作家のほうと協議して決められるというふうに聞いております。それ以外は基本的にそのまま継続して、撤去はしないというのが今のところの形です。もちろんゴームリーはどうするかというのは、今から話をしていきます。

吉岡委員長 わかりました。撤去しない場合は、やっぱり維持管理をしないといけない、橋みたいなどころもあるでしょうから、それは市が負担するんですか。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 その辺も、当然電気を使っているところもありますので、その電気代をじゃあどうするのかとか、その管理、コンセントを入れるのは誰が入れて、いつ入れて、何時間管理するのかとか、そういった部分については、今からお話することにしております。

吉岡委員長 わかりました。芸術文化は、なかなか費用対効果の検証というのが難しいとは思いますが、しかし、せっかく今回開催されましたので、いい方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかの皆さん、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑・ご意見はないようですので、執行部は報告を続けてください。

佐藤県立美術館推進室長 まず初めに、大分県立美術館の竣工記念イベント——OPAM誕生祭では、お忙しい中、竣工記念式典にご出席いただきありがとうございます。

誕生祭期間中は、3万4千人を超える方が来館され、新しい美術館の誕生を盛大にお祝いしていただきました。来場者の方からいただいたご意見を踏まえ、4月の開館に向け、引き続きしっかりと準備を進めてまいります。

それでは、県立美術館の来年度の企画展について、概要が決まりましたのでご報告申し上げます。お手元の資料の9ページをお開きください。年間スケジュールです。

4月24日の開館から、開館記念展vol.1として、モダン百花繚乱「大分世界美術館」を7月20日まで開催します。ピカソ、ピエト・モンドリアン、ウィリアム・ターナーなどの海外の巨匠、それに高山辰雄、福田平八郎、田能村竹田など大分が誇る郷土作家の厳選された傑作・名品200点を一堂に紹介することとしています。この展覧会には、国宝である長谷川等伯の松林図屏風の交渉も進めており、これが実現すれば九州初上陸の快挙となります。新見館長を筆頭に美術館のスタッフが懸命に努力しておりますので、朗報をお待ちいただければと思ひます。

次に、8月1日から9月23日まで、「描く！マンガ展」を開催します。漫画は日本が海外に誇る文化の1つであり、国内外を問わず多くのファンに支持されています。今回は

従来の漫画展とは違った、漫画を描くという新たな切り口で、漫画の魅力を紹介することとしています。

それから、大分県美術協会主催の第51回大分県美術展を1カ月ほど開催した後、開館記念展vol.2として、「神々の黄昏」を開催します。会期は、10月31日から1月24日までを予定しています。この展覧会には、県議会の皆様にも大変ご尽力いただいたクリムトのヌーダ・ヴェリタスを展示する予定です。神仏習合の地大分で、古今東西の神々が出会う、大分ならではの展覧会となる予定です。

そして最後は、2016年春に「シアター・イン・ミュージアム」を開催予定です。この展覧会も大変画期的な試みを企画していると考えていますので、ご期待いただければと思います。

このほか、新しい美術館には、展示室以外にも作品を置くこととしています。1階アトリウム、1階西側の壁、そして3階の屋外展示室に国内外のアーティストによる作品を設置します。これらは無料でごらんいただけますので、多くの県民の皆さんに気軽にお立ち寄りいただきたいと思いますと考えています。

以上です。

吉岡委員長 ただいまの報告について、ご質疑・ご意見はございませんか。

田中委員 先般、9月で南海コレクションを買ってもらいました。南海コレクションは、どんな取り扱いになるんですか。この中で展示されるんですか、それとも常設展での公開ですか。どういうふうな展示になるのでしょうか。

土谷芸術文化スポーツ局長 南海コレクションについてということですが、今回展示されるスペースの中には、企画展とコレクション展という2つのコーナーがあります。コレクション展にもともと大分県が持っているものを展示していくんですけども、ただ、いつも同じ品物が出せるということじゃなくて、短いものでは2週間ぐらいの刻みで作品が入れかわっていくようになります。今回、4月のときに、例えば南海コレクションというどっしとした展示が出るというふうには聞いていないんですけども、入れかわっていく中でそういう企画は、将来企画されていくというようなことになっていくんだと思います。

4月の企画展のときに具体的にというのは、今、美術館のほうから私どもはまだ聞いていないという感じです。

田中委員 せっかく南海コレクション、50点、非常に世界的な、割といろんな美術館から見てもらって遜色のないような一流のものですから、それはやっぱり美術館にぜひ南海コレクションコーナーじゃないけれども、何かうまいぐあいを利用してもらえばありがたいと思っておりますから、それはそちらの企画に任せますけどね。そういうことを要望しておきます。

土谷芸術文化スポーツ局長 はい、わかりました。

吉岡委員長 ほかにご質疑、ご意見はないようですので、以上で執行部からの報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにないようですので、以上をもちまして企画振興部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔企画振興部退室〕

吉岡委員長 5分間、休憩します。

14時14分休憩

14時19分再開

吉岡委員長 それでは、委員会を再開し、総務部関係の審査に入ります。

執行部の皆さんへお願いします。

ごらんのとおり委員外議員席設置に伴い、委員席と執行部席が、幾分、遠くなりました。特に答弁の際は、大きな声で、簡潔・明瞭にお願いします。

また、本日の委員会で提出をお願いする資料が生じた場合は、部として速やかな対応をお願いします。

それでは、文教警察委員会から合議のありました第136号議案大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止について、執行部の説明を求めます。

長谷尾財政課長 ご説明いたします。議案書の185ページをまずお開き願いたいと思います。

第136号議案大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止についてということでございまして、この条例につきまして、これ、ざくっと書いておりますけれども、附則のほうに総務部所管の3番目でございますが、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正するといったような項目がございますので、改めまして私どもの提出資料のほうでご説明を申し上げます。総務企画委員会説明資料の1ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

今申し上げました第136号議案は大分県立芸術会館でございますけれども、昭和52年9月に開館いたしまして、来年の4月に大分県立美術館が開館することに伴いまして、来年3月31日をもって閉館するといったようなことで、関係条例の整理を行うものでございます。

2番目の改正する条例にありますように、先ほど申し上げた大分県使用料及び手数料条例の一部を改正するというところでございますが、この条例の附則において改正を行います。

3の改正内容でございますが、下の表のとおり大分県使用料及び手数料条例第3条に規定する別表第1の大分県立芸術会館の項を削るものでございます。

また、同項削除に伴いまして、表中の1番右に備考欄というのがございますが、その中段に網かけ部分をしておりますけれども、これはいわゆる法律番号というやつでございまして、昭和22年法律第26号を、実はこれに載せておりませんが、次の項に大分県立歴史博物館というのがございまして、同じように学校教育法を引用してきております。冒頭に出てくる法律の次に法律番号を入れるという流れがございまして、そのため、それをあわせて整備するものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに決定いたしました。

それでは、付託案件の審査に移ります。

第119議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、審査を行います。本案については、福祉保健生活環境委員会及び農林水産委員会にも関係がありますので両委員会に合い議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

山本行政企画課長 第119号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、ご説明をいたします。

議案書では3ページでございます。また、総務企画委員会説明資料では2ページございまして、委員会資料のほうでご説明をさせていただきます。

大分県の事務処理の特例に関する条例は、地方自治法第252条の17の2の規定に基づきまして知事の権限に属する事務について、市町村に権限移譲を行うものでございますが、今回の改正は、資料の左肩にそれぞれ1から3まで番号を付しておりますけど、身体障害者福祉法施行令、農地法、難病法という3つの法令に基づく事務につきまして、新たな権限移譲を行うものでございます。

まず、1の身体障害者福祉法施行令に基づく事務でございますが、その下、身体障害者手帳交付の流れを記載してございます。

身体障害者手帳の交付や障害程度変更によります再交付の手続は、施行令の規定によりまして市町村を経由して申請が行われることになっておりますが、破損・汚損・滅失の場合については、その再交付の申請は、同じ施行令の規定によりまして、直接、県のほうに申請することとなっております。再交付の事由によりまして申請先が異なってしまうということは、申請者にとってわかりにくいことから、既に中核市としてこの事務全体を所掌しています大分市を除く17の市町村について、平成27年4月1日から破損・汚損・滅失の場合の再交付申請の受け付けの事務を市町村に移譲し、申請先の一元化を図りたいというものです。

次に、2の農地法に基づく事務ですが、下の移譲事務の概要にありますように、2ヘクタール以下の農地転用許可について、既に移譲済みの5市1村に加えまして、平成27年2月1日から新たに日出町に権限移譲を行うというものでございます。

最後に、3の難病の患者に対する医療等に関する法律等に基づく事務でございます。その下の法律の制定という欄をごらんください。

難病患者に対します医療費の助成につきましては、これまで特定疾患治療研究事業という国の予算措置に基づきまして実施されてまいりました。これが、平成26年5月に難病の患者等に関する医療等に関する法律、いわゆる難病法というものが成立いたしまして、医療費助成制度の法定化が図られたところでございます。これが、平成27年1月1日か

ら施行されることになりました。助成対象となります疾病も、1番下の参考欄にございますように、特定疾患治療研究事業の56疾病から平成27年1月には110疾病に拡大をされまして、平成27年夏頃には300疾病程度まで拡大される見込みとなっております。

右のほうに行きまして、条例改正という矢印の右側をごらんください。

これまで特定疾患治療研究事業によります医療費助成の申請受け付けや、医療受給者証の交付手続は、保健所で行っておりまして、大分市につきましても、この特例条例に基づきまして権限を移譲し、市の保健所で事務を行ってまいりました。今回の改正は、難病法に基づく申請受け付け等の新たな事務につきましても、平成27年1月1日から大分市に権限移譲し、市の保健所を窓口としたいというものでございます。

なお、この網かけ欄の下のほうに米印をふってございます。スモン、劇症肝炎、急性膵炎の3疾病につきましても、特定疾患の対象ではございましたが、難病法では対象にならないということになりましたので、引き続き特定疾患治療研究事業として医療費助成が行われる予定でございます。このため、この3疾病については、これまでの移譲規定を存続させるということで、引き続き大分市の保健所で事務ができるようにいたしてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

酒井委員 2の部分、農地法の関係ですね。この農地法の関係が、もう既に移譲済みの市町村が6市町村あるんですけど、今度日出町が加わっているということですが、これ以外のまだ近隣でしていないところは、結局、市の農業委員会にかけて、そしてまた県のほうにかけなくちゃならないということで、時間的にかなり許可がおりるまでに、皆さん緊急性がある人が申請しているものですから、早く出してもらいたいということで、やっぱり時間がかかるんですね。したがって、していない市町村はどういう理由でまだ権限移譲していないんですか。早く権限移譲する——早く迅速にできますからね。そこら辺、ちょっとお尋ねしたいと思います。

川野市町村振興課長 農地法の事務で移譲がまだできていないところがございますけれども、1つは県の農業会議の諮問を行う必要があるということで、この手続を直接市町村がやれるように移譲しましょうという内容でございます。こここのところの事務手続の部分に、なかなか大変な部分があるということ、それと、やはり土地の許認可ということで、市町村のほうでいろんな問題が起こった場合に、自前で処理をしなければならない。この辺の負担感というのもあると思います。個別にでも丁寧に話をしながら、どういうふうにすればできるのかというのを、継続しながら説明、また協議を進めているところでございます。

酒井委員 問題はそのところですね。本当は市町村に権限移譲して、市町村がそれぞれ責任を持って申請した方にちゃんと説明をできればいいんですけど、市町村がその説明責任を逃れるために、「最終的には県の許可が要りますから、それまで待ってください」ということで逃げる傾向もあるんですよ。そういうことじゃなくて、やっぱり皆さん早く許可してもらいたいという意向で申請を出しているんですから、できるだけ早く権限移譲、これだけの6市町村、これに日出町が加わりますから、その点をぴしゃっと説明して、早く市町村は市町村で責任を持って説明責任を果たせるように努力をしていただきたいと思います。

ます。

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案については、福祉保健生活環境委員会及び農林水産委員会に合い議をいたしました結果、両委員会から原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第120号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、審査を行います。

本案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働企業委員会及び文教警察委員会にも関係がありますので合い議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

宮迫人事課長 第120号議案職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。議案書は5ページになります。68ページまでという長い議案でございます。それから、説明は説明資料の3ページからになります。説明資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

最初に項目1とあります職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事委員会は、毎年4月1日時点の民間の給与と県職員の給与を比較して、公民格差があればその格差を埋めるように勧告をしているわけでございますけれども、今年度は平成26年4月1日時点で給料月額、勤勉手当ともに県職員が民間を下回っているという状況があったということで、人事委員会から引き上げの勧告を受けましたので、その勧告を尊重し、給与改定を行うものであります。

まず、(1)の給料表の改定についてですけれども、平均0.26%の改定を行うものでございます。

(2)の初任給調整手当についてですが、これは採用困難職種でもあります医師の初任給調整手当の上限月額を引き上げる。また、あわせて獣医師の初任給調整手当については、支給期間を10年から15年とするというものでございます。

次に、(3)の勤勉手当についてです。年間の支給割合を3.95月から4.10月、0.15月分引き上げるものです。なお、平成26年6月期については既に支給されていますので、12月期の支給割合を0.15月分引き上げ、一般職につきましては現行0.675月から0.825月とするものでございます。それから、平成27年度以降につきましては、支給月数を6月期、12月期ともに一般職員は、0.75月に改正するものであります。

次に、(4)再任用職員の単身赴任手当についてであります。再任用職員が単身赴任をした場合にも、新たに手当を支給できるようにするものでございます。

それから、2の給与制度の総合的見直しに伴う改正についてでございますが、国においては、地域のよっては公務員の給与が民間の給与より高いのではないかという指摘があったことなどを踏まえまして、官民給与の実情をより適切に反映するために、給料表を平均2%引き下げた上で、地域手当で調整する。あわせて世代間の給与のあり方を民間の状況も踏まえて見直すよう人事院勧告が行われたところでございます。本県の人事委員会から

も、国に準じて給料表を同じく引き下げるよう勧告を出されましたので、平成27年4月1日から平均2%を引き下げるというものでございます。あわせて、円滑な人事運用を行うために、各種手当を改定するというものでございます。

まず、(1)の給料表の改定につきましては、若年層への配慮も行いながら、平均2%を引き下げるというものでございます。

次に、(2)の地域手当については、東京都特別区の支給割合については、現行18%を20%に、大阪市については15%を16%にするものです。

次に、(3)の単身赴任手当についてであります。基礎額を2万3千円から3万円に改定するものです。また、加算額につきましては、これまで職員と配偶者の住居の距離が1,500キロメートル以上離れている場合、月額4万5千円を支給することになっておりましたが、新たに最高区分を2,500キロメートル以上とし、月額の限度額も7万円とするものです。

次に、(4)の管理職員特別勤務手当についてであります。管理監督職員が災害等緊急対応のために、平日の午前0時から午前5時までに勤務した場合には、管理職員特別勤務手当を支給することとし、勤務1回につき6千円を上限として人事委員会規則で定めた額を支給するものというものでございます。

説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

項目2の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、項目3の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、大分県では、現在のところこの「任期付職員」と「任期付研究員」の該当者はございませんけれども、先ほどご説明を申し上げた内容を踏まえまして、給料表の改定を平成26年4月1日から、(2)の期末手当を平成26年12月1日から年間の支給割合を0.15月分引き上げ、給与制度の見直しに伴う改正についても平成27年4月1日から実施をするということで、給料表を引き下げるものでございます。

説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

項目の4、特別職の常勤職員及び教育長の給与等の改正についてでございます。

国の特別職においては、平成26年の給与改定のうち、給料月額の見直しは行われませんでした。これに準じて給料月額の引き上げは行わないこととし、期末手当について、国の特別職及び県の一般職に準じて、年間の支給割合を0.15月引き上げるというものでございます。

次に、給与の総合的見直しに伴う改正、2のほうでございますけれども、平成27年4月1日から国の特別職及び県の一般職に準じて、給料月額を2%引き下げるというものでございます。なお、常勤の特別職については、現在1.2%減じているということがございますので、これに2%を上乗せして、合計3.2%減じるというものでございます。

次に、項目5の特別職の秘書の給料の改正についてであります。これも一般職に準じて、平成26年給与の改定、それから、給与制度の総合的見直しに伴う改正について、それぞれ行うものでございます。

次に、1番下の項目6の附属機関の委員等の報酬の改正についてであります。非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者については、予算で定められた範囲内で任命権者が定める額を支給するというようになっておりますけれども、一般職の給与改

定に準じて、平成27年4月1日からこの上限額を月額2万6,800円から2万6,200円とするものでございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

項目7の学校職員の特殊勤務手当支給条例の改正についてであります。

これも国の予算措置及び人事委員会の報告に沿って改正を行うものでございますが、特別支援学校の給料の調整額を1.25を1に縮減するとともに、あわせて災害時緊急業務手当、修学旅行等引率指導業務手当、対外運動競技等引率指導業務手当及び部活動手当を引き上げるといふ改正をするというものでございます。

次に、項目8から10の技能労務職員、企業職員及び病院局職員の給与の改正についてでありますけれども、知事部局の一般職員等と同様に再任用職員に対する単身赴任手当や管理職員特別勤務手当の支給について改正するものでございます。

次に、項目11の職員の育児休業等に関する条例の規定整備についてであります。給与条例の改正に伴って育児休業条例の規定を整備するものであります。

最後になりますけれども、項目12の給与条例を一部改正する条例の一部改正ということについてであります。平成18年の給与構造改革の導入に伴いまして、現給保障となっておりますけれども、経過措置を講じた上で、これを廃止しようとするものであります。

以上のほか、資料7及び8ページには、施行期日や差額の支給に係る規定の整備等を附則として設けております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、本案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働企業委員会及び文教警察委員会に合い議をいたしました結果、いずれの委員会からも原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第121号議案職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

宮迫人事課長 第121号議案職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。議案書は70ページ、説明資料は11ページということで、説明資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

本案は、国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、職員の退職手当の調整額及び特別職の常勤職員などの退職手当額の改正を行うものであります。

最初に、項目1の職員の退職手当についてであります。

退職手当につきましては、平成24年に民間の給付水準を調査した結果に基づきまして、402万円ほど平均的に引き下げを行ったところでございます。先ほどご説明させていただきました給与制度の総合的見直しの影響によりまして、給与月額を算定基礎とする退職

手当の基本額の支給水準が平均2%低下するということになりますので、退職手当の調整額の引き上げを行って、現行の退職手当の支給水準、民間準拠となっております支給水準を維持するというものでございます。

職員の退職手当につきましては、退職日の給料月額や勤続年数、退職理由などによりまして算出する基本額に、退職前の職責5年分に応じて加算することとされている調整額を加えて算出するということとなっておりますが、今回の改正は調整額の第1号区分から第7号区分までの金額をそれぞれ増額改定するものであります。

また、第7号区分については、これまで勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととしていたものを、支給の対象とするものであります。

次に、項目2の特別職の常勤職員及び教育長の退職手当についてであります。特別職の常勤職員及び教育長の退職手当につきましても、一般職員に準じて給与水準が2%低下することになりますので、一般職員との均衡を図るため、当分の間、退職手当の額に1.02を乗じて得た額を支給するというものでございます。

施行期日のほうは、給与制度の総合的見直しの実施に合わせて、平成27年4月1日からとしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第122号議案当せん金付証券の発売について、執行部の説明を求めます。

長谷尾財政課長 議案書の71ページをお開き願います。第122号議案当せん金付証券の発売についてでございます。

実は、富くじ等の発売につきましては、刑法で禁止されております。例外として、この当せん金付証券法に基づき、地方自治体、これは全国の都道府県と政令指定都市でございますが、財政資金の調達を行うために発売する宝くじに限り許可されているものでございます。今回の議案につきましては、当せん金付証券法の規定に基づきまして、発売する宝くじの平成27年度における本県の発売限度額について、あらかじめ議会の議決をお願いするものでございます。

来年度は直近の発売実績等を勘案し、議案書に書いてありますとおり108億円以内と見積もっております。これは、26年度に比べ8億円の減額といたしておりますが、平成25年から発売を開始した数字選択式の宝くじ「ロト7」の発売実績を勘案したことなどによるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

酒井委員 この前も勉強会で質問したんですけど、例の宝くじに当たった人たちの交換に対する透明性というか、この前、新聞に載っておったのは、3千円の券が当たって、たま

たまその人が事前に確認をして行ったところ、「ありません」ということから、事が起きたわけですが、もし全然見なくて行って、ほかの券と入れかえられて「何も当たっていません」ということも起きる可能性もあるから、せつかくですから、やっぱりどこに行ってもかえられる、当たった券については、誰が見てもわかるような方法について、明確にしてもらいたいというふうに思います。

その点は、何かその後、あれしたんですか。県としては権限ないんですか、そういう問題に関して。

長谷尾財政課長 今、酒井委員おっしゃった件でございますけれども、ことしの1月に年末ジャンボの宝くじが交換されますけれども、その際、ある販売店で電子チェッカーという券を10枚なら10枚持っていくと当たりくじがわかるという表示盤があるんですけれども、そこを通す際に、どうも外れくじと入れかえてやってみたいな、そういう販売店での事故でございました。

これにつきまして、先ほど申し上げました全国の都道府県と政令市が宝くじの発売団体でございます。それで、そこがまず発売一切合財をみずほ銀行に委託しております。これは先生方、よくご存じの昔の勧業銀行の時代からの流れでございまして、勧業銀行が第一銀行と合併し第一勧銀、それが再編でみずほになっているわけでございますけれども、そこが引き続き受託をして、そこが全国で販売する場合に再委託をしまして、そういう販売店を募るといったような形になっていると思います。

私どもとしては、委託をしたみずほ銀行と販売先での話というのが第一義的にはあるんですが、実は、こういったことがあっては大変遺憾に堪えない状況でございまして、みずほ銀行の本部、東京からも調査に参ったようでございます。そういった関係で、今現在、1つそういった事案が出ましたので、それにつきまして、全国協議会というのが東京都が事務局を宝くじの場合にいただいておりますけれども、今週末にそういった全国的な会議がございまして、そこでみずほ銀行としても、そういった再発防止策も含めまして協議をするというふうなことになる状況でございます。

酒井委員 問題は、今度はそういうことで、年末ジャンボで当たり券が入れかえられて発覚したんですけど、疑えば今までにそういうのが大きい額があって、ほかのと入れかえて、うそがわからんまま、当たっておりながら泣き寝入りしたというか、わからんまま「当たっていないですね」ということもあり得るわけですからね。やっぱりそういうことのないように、強くそういう会議があればしないと、宝くじそのものが信頼がなくなるし、今後売れないというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

吉岡委員長 私もその件については、県民の方から厳しく言われました。委託元は大分県ですから、やはりそこら辺は厳しくしてもらわないと、せつかく——今回は金額が少なかったからよかったけれども、これが万が一大きかったら大きな社会問題になるということで、庶民のささやかな願いなので、厳しくお願いしたいという、そういう要望もございましたのでお伝えしておきます。

ほかにご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第123号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正について、審査を行います。

本案については、関係部分について福祉保健生活環境委員会に合い議を行っております。それでは、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 第123号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は72ページでございますが、お手元の資料の12ページをお開き願いたいと思います。

第1の改正の理由でございますが、大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例附則の規定に基づきまして、庁内での検証を行った結果、引き続き現行制度のとおり継続することとするとともに、本条例の施行後5年をめぐりに再度検証を行うこととするため、大分県産業廃棄物税条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、13ページをお開き願います。

第1の産業廃棄物税導入の経緯に記載してありますとおり、平成12年の地方分権一括推進法の施行によりまして、法定外目的税が創設されたことから、平成16年6月に大分県産業廃棄物税条例を公布いたしまして、平成17年4月1日から施行しているところでございます。その際、条例の施行後5年をめぐるといたしまして、再度検証を行うこととされていることから、5年前である前回平成21年度に引き続きまして、今回は2回目の検証を行ったところでございます。

もう1度、12ページに戻っていただきまして、現行の産業廃棄物税の制度につきましてご説明いたします。下のほうに枠囲みでございますので、そちらをごらんください。

まず、1の課税の目的、それからその下に税収の使途であります。産業廃棄物税は、「循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てる」ために制定されました目的税でございます。現行の税率は、最終処分場への搬入がトン当たり1千円、焼却施設への搬入がトン当たり800円でございます。いずれも特別徴収方式により徴収しております。税収規模といたしましては、平成25年度決算額で2億6,432万5千円となっております。

次に、今回の検証の結果でございますが、概要につきましてご説明申し上げます。資料の13ページ、次のページをお開き願います。

第1、第2につきましては、ただいま説明申し上げましたとおりでございます。第3の税収等の状況であります。現在、課税対象施設は80施設ありまして、税収は2億円台ということで推移しております。基金に積み立てた上で、産業廃棄物施策の推進に活用しております。

第4の税導入の効果であります。税導入前と比較すれば、確実に再生利用量は増加し、最終処分量は減少しております。また、排出事業者の意識といたしましても、税導入が排出抑制・再生利用の取り組みの契機となり、これらの取り組みが意識改革につながることが認められます。

次に、第5の税活用事業の主な実績及び施策効果であります。①リサイクル等の取り組みへの支援、②適正処理の推進、③基盤整備の促進、次のページにまいりまして、④啓発広報・環境教育に活用されております。これらの取り組みの結果、上段の枠囲みにありますとおり、不法投棄件数は減少傾向にあるとともに、大規模な不法投棄もほとんど発生

しておらず、また、リサイクル認定製品の利用件数は6倍に伸びているというような状況となっております。

以上のことから、第6の今後の方向性であります。税の導入によりまして、再生利用の推進、最終処分の抑制等に向けた一定のインセンティブ効果が認められることから、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物税を継続する必要があること、課税客体、税の徴収方式及び税率については、見直し等を要する問題は生じておらず、現状のままとすることが妥当であることなどのことから、現行制度のまま継続することが必要であると判断しております。また、税活用事業の拡充につきましても、検討する必要があるものと考えております。

以上のことから、また、資料の12ページのほうに戻っていただきまして、第2の改正の内容にありますとおり、今回の改正では本条例の施行後5年をめぐりに再度検証を行う規定を設けるとともに、引用している法律の題名改正及び項ずれに伴う規定の整備もあわせて行うこととしております。

第3の施行期日でございますが、平成27年4月1日としておりますが、規定の整備は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

阿部委員 数字がちょっとよくわからないんですけど、税収の状況で、税収がこれだけあるわけですよね。年度ごとに出ていますが、それと基金の活用と比較しますと、税収のそれでは、手数料もこの中に税収の中から払っているんじゃないかなと思うんですが、それにしても基金の活用と税収、手数料が——手数料は基金の活用の中には入っていないのかもわかりませんが、ちょっとこれ開きがあるようなんですがどうなんですか。

安部税務課長 税収につきましては、大体2億5千万円ぐらいでずっと推移してきております。委員ご指摘のとおり、活用事業に充てる金額といたしましては、2億円を切っているような状況でございます。この差額の分は基金に残っているような状況になっております。

ですから、今現在、平成25年度末におきましても、6億円ぐらい基金が残っておるといような状況でございます。今後につきましては、税の活用事業の拡大等を図りながら、さらなる産業廃棄物税の施策の充実に充てていきたいというふうに考えておるところでございます。

阿部委員 わかりました。そういうことであれば、基金とかいうふうに載せたほうがわかりやすいんじゃないでしょうか。はい、いいです。

首藤委員 ちょっとお聞きしたいんですが、廃棄物行政の所管部署にもかかわるかもしれませんが、搬入いただく1千円というのは、県外のごみも県内のごみも一緒ですか。

安部税務課長 県内、県外を問わず、税としていたしましてはトン当たり1千円いただいております。

ただ、県外からの持ち込みにつきましては、別途環境保全協力金ということで、これは生活環境部廃棄物対策課のほうが所掌しておりますけれども、トン当たり500円を税とは別にいただくようなことになっております。

首藤委員 県内のごみも県外のごみもということですが、大分県内で産業廃棄物処理場で

処理されている産業廃棄物は、県内のほうが少なく、県外のごみのほうが多いですよ、はるかにかね。これは言いかえたら、悪く言う人は「大分とか田舎は、都会のごみ捨て場」とか「大都市のごみ捨て場」と言っている人もおるわけです。

だから、こここのところをぐっとハードルを上げて、大分にごみ来なくていいような、持ち込まれないような、そういう施策に変えられないかなという、ハードルを上げてほしいという、1千円とかですね。今さっき言ったプラス500円は、ぐっと上げて、県外用と県内用に金額を分けて。そうじゃないと、今はもう大分に捨てられているごみは、県外から来るごみのほうが多いんですから。だから悪く言う人がよく私らに言うのは、「あんた、大分は都会とか大都市のごみ捨て場で」と。これは1千円とかその他のところで何かで規制するのが法律的に可能かどうかとか、それはわからんところもありますけれども、そういったハードルを上げることのほうが、やっぱり効果があるんじゃないでしょうか。そうでないと、さっき言った悪名がますます立ちますよということをよく言われるんですが、この前説明をいただいたときもちょっと聞いたんですけどね。

そこのところ、何か考えがありましたら説明してください。

安部税務課長 税でございますので、搬入者によって、例えば県内の排出事業者と県外の排出事業者に分けて異なる税率を適用するというのは、やはり課税の公平上、ちょっと問題があるというふうに考えます。

この産業廃棄物税につきましては、平成17年から導入いたしておりますけれども、導入の際、やはり九州全域といたしまして、基本的には同じ税率を適用して、九州全域足並みそろえた税制で運用しようということで、九州地方知事会の中でもそういった議論がなされた上で導入されたという税でございますので、基本的にやはり税率について、そういった異なる取り扱いをしている県は今のところございませんし、仮にするにすれば、ちょっと問題があるかなというふうに考えております。税に関してはそういう認識を持っております。

首藤委員 500円の協力金ですか、これは総務部のほうなのか、生活環境部廃棄物対策課のほうなのかちょっと私にはわかりませんが、そこは500円ということですから、そこら辺をかけているわけですからね。金額をぐっと上げて、やっぱり大分がごみ捨て場だと言われること、あるいはされることのないように、何かの政治的なものが要るんじゃないかな——ここじゃないかもしれませんが、税と言われれば税じゃないかもしれませんが、そこら辺もぜひこれからいろんな意味で考えていただきたいと思いますので、また原課にも言っていただきたいなと思います。

以上、終わります。

吉岡委員長 執行部は意見、要望ということでお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質問もないようですので、以上で質疑・討論を終わり、これより採決いたします。

なお、本案については、福祉保健生活環境委員会に合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第3号報告平成26年度大分県一般会計補正予算（第3号）について、執行部の説明を求めます。

島田総務部長 それでは、第3号報告平成26年度大分県一般会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。

議案書の86ページをお開き願います。

この補正予算ですが、12月2日公示、12月14日投・開票が行われます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査について、取り急ぎ事前準備に着手する必要性がありましたので、87ページの第1条のとおり7億3,535万8千円を衆議院解散日の11月21日付で専決処分したものです。

内容につきましては、お手元の別冊の資料になりますが、平成26年度補正予算に関する説明書をごらんください。

こちらの補正予算に関する説明書の2ページ、歳入総括表の上から2段目にありますとおり財源は全額、国庫支出金でございます。

歳出については、同じ資料の7ページをごらんください。

第2款総務費第5項選挙費の第2目選挙啓発費といたしまして、左から3列目の補正予算額441万5千円になりますが、これは有権者に対する総選挙の街頭啓発等に要する費用でございます。

次に、8ページにお進みください。

第4目衆議院議員総選挙費補正予算額7億2,395万8千円ですが、これは選挙執行経費基準法に基づき積算したものでして、右端の説明欄にありますとおり市町村が実施いたしますポスター掲示場や投票所の設置、開票事務などに係る交付金4億5,553万7千円や、県で執行する投票用紙の印刷、新聞広告や政見放送の公営費など2億6,842万1千円となっております。

続いて、9ページですが、第5目裁判官国民審査費補正予算額698万5千円ですが、これは衆議院議員総選挙とあわせまして実施される最高裁判所裁判官の国民審査に要する経費です。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

酒井委員 今度の選挙、国の場合は約700億円かかるというふうに言われているんですけど、大分県においては総額的には9ページにあります7億3,535万8千円、これが大分県における選挙の費用ということでもいいんですかね。総額の選挙費用は、大体どれくらいですか。

川野市町村振興課長 こちらに書いております7億3,535万8千円、これは予算という形で算出しました市町村と県を合わせたの総額でございます。この範囲の中で執行してまいります。

酒井委員 これは市町村の配分の分も全部含めてですね。

川野市町村振興課長 はい。

吉岡委員長 ほかに皆さんよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり承認すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

本日、最後の付託案件となります。第4号報告大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、審査を行います。

なお、本案のうち関係部分について、文教警察委員会に合い議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

長谷尾財政課長 第4号報告大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてでございます。議案書は90ページでございます。資料を用意しておりますので、そちらの16ページをお開き願います。

資料の1概要のとおり本年3月28日に公布し、4月1日に施行されました大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例におきまして、知事から市町村へ事務の権限移譲が完了いたしました火薬類関係事務の項中、譲渡又は譲受許可手数料に係る規定を削除いたしましたけれども、本規定に係る事務については、都道府県知事のほか火薬類取締法の読み替え規定で都道府県公安委員会の事務でもあり、条例から削除したことは誤りであったことが判明したものでございます。

火薬類取締法の読み替え規定については、下の法の抜粋をごらんください。アンダーラインを引いておりますように火薬類取締法第17条には、「火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない」という規定がございます。

一方、同法の第50条の2のアンダーラインの部分ですが、けん銃等又は猟銃にもつばら使用されるものに関しては、「第17条中都道府県知事とあるのは、都道府県公安委員会と読み替えるものとする」と規定され、この分については公安委員会の権限とされているものでございます。この公安委員会の権限については、今回の市町村への移譲の対象ではございませんでした。

対応につきましては、資料の17ページをごらんいただきたいんですが、3にありますとおり条例の誤りを速やかに訂正する必要がございましたので、地方自治法第179条第1項に基づき、専決処分を11月7日付でさせていただいたものでございます。

また、この火薬類の譲り受け等に関して平成26年4月1日以降に徴収した手数料については、①この手数料は、申請者に提供する役務への対価として本来徴収すべきものであること、②既に市町村に申請した方や、今回の改正後に県に申請される方との公平性を確保する必要があること、③この手数料が地方公共団体の手数料の標準に関する政令におきまして、全国的に標準的に徴収すべき額が共通で規定されているものといった観点から、本年4月1日に遡及して適用させていただきました。

最後に再発防止策についてですが、4にありますとおり今回の誤りの原因は、法令審査を行う法務室及び条例の所管課である財政課において、複数部局が関連していることを見

落としていたことや、火薬類取締法を所管する生活環境部消防保安室におきまして、猟銃用火薬類等の譲り渡し及び譲り受けの許可に係る権限が県公安委員会に与えられていること及び同権限に基づき警察本部が手数料を徴収していることを把握していなかったことにあります。

今後は、大分県使用料及び手数料条例で定められている各事務の中の金額が明記された各区分ごとに――1番小さな項目でございますが、担当課・担当室まで把握をした上で部局に周知するとともに、根拠法令を明記し、改正する場合には必ず根拠法令の条文の確認を行うことを徹底いたします。

また、条例担当者に対する研修を充実させるとともに、年度当初に条例改正の予定を確認し、計画的な進行管理を図り、あわせて部局間を横断したチェックの実施等により条例案の精査を徹底してまいります。

以上の内容を11月7日に主管課長会議を開催し、徹底したところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、本案については、文教警察委員会に合い議をいたしました結果、原案のとおり承認すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり承認すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

執行部から、平成27年度当初予算要求状況について、報告したい旨の申し出がありますのでこれを許します。

島田総務部長 お手元に資料平成27年度当初（骨格）予算（一般会計）要求概要という資料がございます。先ほど企画振興部も説明をいたしたと思っておりますが、この1ページをごらんください。

1ページで基本的なところを書いておりますけれども、平成27年度当初予算は、ご承知のとおり骨格予算という形で編成されます。景気・雇用対策など喫緊の政策課題について、年度当初に執行が必要な事業については、例外的に新規事業であっても要求するというような整理であります。選挙後には、「肉付予算」を編成することを予定しております。

総務部の要求内容について、4ページをごらんください。

要求額、1番上に表がございますが、人件費を除く事業費で1,532億9,239万4千円となっております。前年度に比べまして186億9,602万円の増、率にして13.9%の増となっておりますが、消費税率が5%から8%に引き上げられた影響によりまして、地方消費税清算金・交付金の増がこの主な要因となっております。

その下に事業体系を記載しておりますが、安心・活力・発展プラン2005に基づきまして、①の分権確立に向けた行政体制の整備を進めることとしております。新規事業として、上から3つ目、市町村地方創生支援事業2,400万円などを、また、継続事業とい

たしまして1番下の県有財産利活用推進事業7, 106万円などを要求しております。

主な事業の概要についてですが、5ページをごらんください。

先ほど申し上げました3番目、市町村地方創生支援事業2, 400万円ですが、県と市町村とが一体となって地方創生に早期に取り組めるように、市町村におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を支援いたします。あわせまして、合併後10年を契機にまちづくりの効果検証を行う合併市の取り組みに対して支援するものであります。

それから5番目、自動車税クレジット納税等推進事業634万5千円ですが、自動車税の納付に際しまして、クレジットカードによる納税、納付を可能にするように、それから口座振替の申し込みを簡素化することによりまして、納税者の利便性の向上を図ろうとするものであります。

それから次の6ページですが、主な廃止事業であります。

1段目の緊急雇用県有財産台帳整備事業につきましては、事業目的が達成されることから廃止するものであります。

以上が、総務部関係の当初予算要求の概要であります。簡単にご報告をさせていただきました。

吉岡委員長 ただいまの報告について、ご質疑等はございませんか。

濱田副委員長 この番号制度は、いつからどうなるんですか。

山本行政企画課長 番号制度につきましては、平成28年の1月から個人番号がそれぞれ住民の方に付与されて、個人番号カードというものを申請をすれば交付されるということになってまいります。

それが実際の国や県、市町村の事務に使用される、その段階につきましては、国の事務については、平成29年の1月から、地方公共団体の事務については平成29年7月からといったことになってございます。ですから、平成28年度の確定申告をされる際には、税務署に個人番号を付した確定申告書を提出をいただくと。そうしますと、国税のほうではそれをデータベース化をして、所属確認等を行うということになります。

県のほうでは、例えばこれまで申請をいただくときに、住民票の添付ですとか、市町村が発行します所得証明等を添付いただくような申請、これについて、社会保障関係の申請については添付をいただかなくて済むようになる。そういった利便性の向上が29年7月以降システムが全国的に稼働すれば可能になると、そういったものでございます。

濱田副委員長 さっき申請をすれば交付されるという説明でしたけど、もう皆さん番号がつくんじゃなくて、申請をした人にちゃんとつくということですか。そのところはどうか。

山本行政企画課長 個人番号については、全ての国民に付与されます。また、法人につきましても、法人番号というものが付与されます。その番号を付与することとともに、身分証明書のかわりになるような個人番号カードというものが制度化をされます。これについては、写真等がプリントされる形のカードになってまいりますので、このカードを欲しいと言われる方については、写真等を添付していただいて申請をするという形になります。

ただ、今、国のほうで検討されていますのが、なかなかそれでは手を挙げてくださいますとおっしゃっていただける方が少ないかもしれない。それでは制度が定着をしないので、例

えば健康保険証等と一本化できないかとか、そういった検討が、今、国の段階でされているところがございます。

酒井委員 新規事業としてクレジットカード納税を来年度やるということですけど、どういふようなシステムになるか、まず教えてください。

安部税務課長 クレジット納税でございますけれども、このクレジットカード納税を運営している、例えばヤフーであるとかそういったところがあるんですけども、そこのデータのやりとりをするために、税のシステムの中にデータをやりとりするためのサーバーを設けたりとか、受けたデータを今度は税のシステムの中に取り込んだりするためのプログラムを改修したりとか、そういった改修経費がかかるということで予算計上しております。

クレジットカード納税なので、本人がクレジット会社を通じて税を納めるという形になるんですけども、あくまでもクレジット会社が本人にかわって一括して5月までにぼんと税金が入ってくると。それで、クレジットを利用した人は、クレジット会社に対して、例えば3回で払うとか、7月ぐらいに1回で払うとか、そういった分割方法を選べるというような内容のシステムでございます。

酒井委員 クレジットカードで納税ができるというシステムになるわけですね。問題は、会社によって1回払いは手数料なしとか、分割払いでしたら手数料が要るとか、いろいろ手数料のシステムが違うわけですね。それは本人が全部払わなくちゃいけないんですね。普通の税金の場合は手数料が要らないとかいうこともあるんですけども、そこら辺はどうなんですか。

安部税務課長 クレジットを利用した場合の手数料の問題です。通常でいきますと、県がクレジット会社に、ほかの県の例を見ますと、大体100円、それからクレジットを利用した納税者のほうがクレジット会社のほうに300円、合わせて400円、クレジット会社が手数料として収入があるというのが通例なんですけれども、ちょっと今、そういったクレジット会社のほうと交渉しておりまして、県が負担すべき100円の部分については、何とかゼロにならないかなということで交渉をしているような状況でございます。

酒井委員 それは各県ごとに、やっぱり交渉次第で手数料なんかは変わるんですか。それとも、さっきの産業廃棄物税じゃありませんけどある程度統一して、どこの県でも同じような条件になるんでしょうか。

安部税務課長 基本的には、ほとんどの県を見ても、今言ったような、県が100円に消費税を乗せた金額、それから納税義務者が300円に消費税を乗せた金額というのがほとんどなんですけど、今ちょうどクレジット納税の関係で業者がいろいろと競合しているような状況がありまして、「なるべく手数料のほうは安くしますから、うちを利用してください」というような話も来ておりますので、今後の交渉次第では手数料につきましては、ほかの県とまた別の扱いになるという可能性が、今、強いなと思っております。

酒井委員 最後にもう1つお尋ねします。クレジット会社は県に登録しているところ、例えば大分の場合は大分銀行とかオーシーとか、地域は地域で商店街が発行しているいろんなカードがあるんですね。それは一応登録をしておけば、クレジットカードはどこでも使える制度になるんですか。

安部税務課長 そうですね、ほとんどVISAカードとかJCBカードとか大手のクレジット会社がキーになって、その下にぶら下がっているところは、もうほとんど網羅されて

いると思いますので、大概皆さん持っているお持ちのクレジットカードを使えば利用可能だというふうに思っております。

酒井委員 はい、よろしいです。

吉岡委員長 ほかにご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑等はありませんので、以上で執行部からの報告を終わります。

この際、ほかに何かございませんか。

酒井委員 平成26年度の国庫補助金、財政課長がおられますけど、特に教育関係で、例えば学校のグラウンド整備とか校舎を建て直すとか、それからこの前、知事も言いよったんですけど、昭和学園高校が今度改築をするんです。その補助金が内定はしておるものの確定がしていなかったということで、工期が非常におくれている傾向があるんですよ。日田市もグラウンド整備なんかは夏休みに大概するんですけど、国の確定がないことからとうとうできなかつたということで、今なお、ことしの事業が執行されない状況が生まれてきておるんですけど、国の補助確定はもう既にほとんどできておるのか、どういうことでおくれたのか、どういう状況になるのか、わかる範囲で教えてください、私もいろいろ聞かれるので。

長谷尾財政課長 今、酒井委員おっしゃったのは、2つあるかと思います。

1つは、義務教育だと思うんですけども、義務教の国庫補助金の制度でございまして、その動き、ちょっと私は把握はいたしておりません。

2つ目が私学の補助金だと思います。私学補助金につきまして、いわゆる耐震補強等の助成を国の補助も受けながら進めてきたところでございますけれども、今、委員おっしゃったのは、いわゆる改築、いわゆる耐震性がほとんどないといったことになりまして建てかえる以外に手はないわけでございまして、昭和学園高校がたしか上がっていたと思いますけれども、その補助金額について文科省が必要額をまだ確保できていないといった話は聞いております。

したがいまして、施工は進めてくださいなんですけれども、補助金について最終的に幾ら出すかというのが決まっていないという状況だと聞いております。

酒井委員 昭和学園高校の例を、今言いましたけど、ちょうど濱田副委員長も来ておったんですけど、本当は夏休みから工事着工したかったけれど、補助金額が確定しなかつたことで、この前10月に延びたということで、知事も来て挨拶の中で「おくれたけど、早く取れるようにしました」というおわびもしちよつたんですけどね。

そこだけじゃなくて、ほかのところも何か所か教育関係でおくれたところがあったもんですから、「何でおくれたんですか」ということで問い合わせがあったものですから、「ことしは、国の予算がなかなか厳しいからじゃないですか」というぐらいしか言っていないんですよ。全体的にそういう傾向があるんです、ことしの場合は。そういうことでありましたので。

吉岡委員長 ほかに委員の皆様、ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにないようですので、以上をもって本日の審査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

〔総務部退室〕

吉岡委員長 ここで、閉会中における本委員会の所管事務調査についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることといたします。

次に、本日の審査結果に関する委員長報告については、私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、そのように進めさせていただきます。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。